

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和4年1月11日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
390	株式会社エスブロック	千葉県柏市岩井296-1	宮田 真吾	株式会社エスブロック本店	千葉県柏市岩井296-1	令和3年12月16日 (令和8年12月15日)
391	常泉設備	千葉県八街市 東吉田111番地54	常泉 明	常泉設備	千葉県八街市 東吉田111番地54	令和3年12月16日 (令和8年12月15日)
392	豊田設備株式会社	千葉県船橋市 二和東一丁目7番5号	豊田 智	豊田設備株式会社	千葉県船橋市 二和東一丁目7番5号	令和3年12月27日 (令和8年12月26日)
393	コウノ設備	千葉県大網白里市 細草597番地4	河野 孝幸	コウノ設備	千葉県大網白里市 細草597番地4	令和3年12月27日 (令和8年12月26日)